

## 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立が出来る雇用環境背日を行う為に次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年9月1日～ 2028年8月31日までの5年間

2. 目標と取り組み内容

目標1：職業生活と家庭生活との両立に関する目標

有給取得率を現在の取得率より少なくとも10%アップすること

<対策>

- 2023年9月～ 過去の有給取得状況を個別に確認、消化率を把握する
- 2023年10月～取得率の低い社員に有給取得を促す  
以後半年ごとに取得状況を確認する。

目標2：次世代育成支援対策推進法に基づく康応環境整備に関する目標

妊娠中及び出産後の労働者の健康管理や相談窓口の設置  
及び3歳以上の子を育児する労働者が希望する場合  
所定外労働時間の制限・短時間勤務制度導入する

- 2023年9月～ 現在 育児中の社員を対象にアンケートを取る。
- 2023年10月～相談窓口の設定 相談者担当者の任命
- 2023年12月～ 全社員への周知を図る（朝礼時、会議、社内掲示就業規則等）